

X i サービス 契約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																		
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～34 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>35 ドコモ U I M カード</td> <td>X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモ eSIM カード以外のもの</td> </tr> <tr> <td>36 ドコモ e S I M カード</td> <td>X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの</td> </tr> <tr> <td>37～45</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2 章 X i サービスの種類等</p> <p>(X i サービスの種類)</p> <p>第 4 条 X i サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カード又はドコモ e S I M カード（以下「ドコモ U I M カード等」といいます。）を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの</td> </tr> <tr> <td>X i コピキタス</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>X i 特定接続</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 5 条 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～34 (略)	(略)	35 ドコモ U I M カード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモ eSIM カード以外のもの	36 ドコモ e S I M カード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの	37～45	(略)	種 類	内 容	X i	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カード又はドコモ e S I M カード（以下「ドコモ U I M カード等」といいます。）を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの	X i コピキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの	X i 特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th>用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～34 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>35 ドコモ U I M カード</td> <td>契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、X i サービスの提供のために契約者に貸与するもの</td> </tr> <tr> <td>36～44</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">第 2 章 X i サービスの種類等</p> <p>(X i サービスの種類)</p> <p>第 4 条 X i サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの</td> </tr> <tr> <td>X i コピキタス</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>X i 特定接続</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 5 条 (略)</p>	用 語	用 語 の 意 味	1～34 (略)	(略)	35 ドコモ U I M カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、X i サービスの提供のために契約者に貸与するもの	36～44	(略)	種 類	内 容	X i	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの	X i コピキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの	X i 特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの
用 語	用 語 の 意 味																																		
1～34 (略)	(略)																																		
35 ドコモ U I M カード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモ eSIM カード以外のもの																																		
36 ドコモ e S I M カード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの																																		
37～45	(略)																																		
種 類	内 容																																		
X i	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カード又はドコモ e S I M カード（以下「ドコモ U I M カード等」といいます。）を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの																																		
X i コピキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの																																		
X i 特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの																																		
用 語	用 語 の 意 味																																		
1～34 (略)	(略)																																		
35 ドコモ U I M カード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、X i サービスの提供のために契約者に貸与するもの																																		
36～44	(略)																																		
種 類	内 容																																		
X i	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの																																		
X i コピキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するもの																																		
X i 特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモ U I M カードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者（当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限ります。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの																																		

第3章 X i 契約

第1節～第2節 (略)

第3節 定期契約

第17条～第20条 (略)

第20条の2 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間中である場合に限り、その申出を承諾しません。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

(1) (略)

(2) そのX iに係る基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン (ケータイ)、X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)、X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)、X i シンプルプラン、X i データプラン (スマホ/タブ)、X i データプラン (S I Mフリー) 又はX i データプラン (ルーター) 以外であるとき。

(3) (略)

4～6 (略)

第21条 (略)

第4章～第5章 (略)

第6章 ドコモU I Mカードの貸与等

第1節 ドコモU I Mカードの貸与等

(ドコモU I Mカード等の貸与)

第29条 当社は、契約者からの請求によりドコモU I Mカード等を貸与します。この場合において、貸与するドコモU I Mカード等の数は、1のX i サービスに係る契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するドコモU I Mカード等を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者識別番号の登録等)

第30条 当社は、次の場合には、ドコモU I Mカード等について契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1) 当社が定める方法により契約者がドコモ eSIM カードへの契約者識別番号等の情報の登録に関する請求を行ったとき。

(2) (略)

(3) その他ドコモU I Mカード等の貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。

第3章 X i 契約

第1節～第2節 (略)

第3節 定期契約

第17条～第20条 (略)

第20条の2 当社は、定期契約者からフリーコースを選択する申出があったときは、更新期間中である場合に限り、その申出を承諾しません。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、そのフリーコースを選択する申出を承諾しません。

(1) (略)

(2) そのX iに係る基本使用料の料金種別がX i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン (ケータイ)、X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)、X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)、X i データプラン (スマホ/タブ)、X i データプラン (S I Mフリー) 又はX i データプラン (ルーター) 以外であるとき。

(3) (略)

4～6 (略)

第21条 (略)

第4章～第5章 (略)

第6章 ドコモU I Mカードの貸与等

第1節 ドコモU I Mカードの貸与等

(ドコモU I Mカードの貸与)

第29条 当社は、契約者へドコモU I Mカードを貸与します。この場合において、貸与するドコモU I Mカードの数は、1のX i サービスに係る契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するドコモU I Mカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者識別番号の登録等)

第30条 当社は、次の場合には、ドコモU I Mカードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1) (略)

(2) その他ドコモU I Mカードの貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。

2 (略)

(ドコモU I Mカード等の返還)

第31条 ドコモU I Mカード等の貸与を受けている契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのドコモU I Mカード等を当社が指定するX i サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

- (1) そのX i サービスに係る契約の解除があったとき(当社が別に定めるときを除きます。)
- (2) その他ドコモU I Mカード等を利用しなくなったとき。

第2節 (略)

第7章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第68条 (略)

(端末設備等の持込み)

第69条 契約者は、次の場合には、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)若しくは自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)又はドコモU I Mカード等を当社が指定した期日(別に定める営業時間内に限ります。)に当社が指定するX i サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1)～(3) (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1)～(2) (略)
- (3) ドコモU I Mカード等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 当社が貸与するドコモU I Mカード等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5)～(16) (略)

2～4 (略)

5 契約者は、第1項の規定に違反して当社が貸与しているドコモU I Mカード等を亡失し、き損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

6 (略)

(注) (略)

第71条～第72条 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

第73条 X i 契約者は、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表8に定める外国の電気通信事業者が、ドコモU I Mカード等を装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 (略)

(ドコモU I Mカードの返還)

第31条 ドコモU I Mカードの貸与を受けている契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのドコモU I Mカードを当社が指定するX i サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

- (1) そのX i サービスに係る契約の解除があったとき(当社が別に定めるときを除きます。)
- (2) その他ドコモU I Mカードを利用しなくなったとき。

第2節 (略)

第7章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第68条 (略)

(端末設備等の持込み)

第69条 契約者は、次の場合には、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)若しくは自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)又はドコモU I Mカードを当社が指定した期日(別に定める営業時間内に限ります。)に当社が指定するX i サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1)～(3) (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1)～(2) (略)
- (3) ドコモU I Mカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 当社が貸与するドコモU I Mカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5)～(16) (略)

2～4 (略)

5 契約者は、第1項の規定に違反して当社が貸与しているドコモU I Mカードを亡失し、き損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

6 (略)

(注) (略)

第71条～第72条 (略)

(国際アウトローミングの利用等)

第73条 X i 契約者は、別表2(付加機能)に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング(別表8に定める外国の電気通信事業者が、ドコモU I Mカードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～14 (略)

(注) (略)

第 74 条～第 78 条 (略)

(ケータイお探しサービス)

第 78 条の 2 X i 契約者は、別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けているときは、次項に規定するケータイお探しサービス (契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の所在に係る緯度及び経度等の情報 (以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2 ケータイお探しサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
ケータイお探しサービス (基本)	<p>(1) X i 契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の位置情報を、当社が通知するものとします。</p> <p>(2) 当社は、X i 契約者の申出に基づく位置情報の取得に先立ち、位置情報を取得する旨を i モード電子メール (別表 2 に規定するものをいいます。) 又は当社が別に定める方法により制御信号を利用して契約者回線へ通知します。 ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。</p> <p>(3) X i 契約者は、当社が別に定める回数を超えて当社が位置情報の通知を行ったときは、料金表第 1 表第 5 (手続きに関する料金) に規定する料金の支払いを要します。</p>
新ケータイお探しサービス (月額)	<p>(1) 当社が別に定めるところにより新ケータイお探しサービス (月額) に関する申込みをした X i 契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の位置情報を、当社が通知するものとします。</p> <p>(2) 前項の規定にかかわらず、sp モード機能の提供を受けているものに限ります。</p> <p>(3) 当社は、第 1 号に規定する申込みをした X i 契約者の申出に基づく位置情報の取得に先立ち、位置情報を取得する旨を当社が別に定める方法により制御信号を利用して契約者回線へ通知します。 ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。</p> <p>(4) 新ケータイお探しサービス (月額) に関する申込みをした X i 契約者は、その申込みがあった日を含む暦月から起算して、新ケータイお探しサービス (月額) の契約の解除 (当社が別に定める場合を除きます。) があった日を含む暦月までの期間について、料金表第 1 表第 5 (手続きに関する料金) に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(5) 新ケータイお探しサービス (月額) にかかる料金については、料金表通則第 3 項 (料金の計算方法等) 及び第 4 項の規定にかかわらず、日割りしません。</p>
新ケータイお探しサービス (スポット)	<p>(1) 新ケータイお探しサービス (スポット) に関する申込みをした X i 契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に</p>

2～14 (略)

(注) (略)

第 74 条～第 78 条 (略)

(ケータイお探しサービス)

第 78 条の 2 X i 契約者は、別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス (契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の所在に係る緯度及び経度等の情報 (以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

<p>定めるものに限ります。)の位置情報を、当社が通知するものとします。 (2) 前項の規定にかかわらず、spモード機能の提供を受けているものに限ります。 (3) 当社は、第1号に規定する申込みをしたX i 契約者の申出に基づく位置情報の取得に先立ち、位置情報を取得する旨を当社が別に定める方法により制御信号を利用して契約者回線へ通知します。 ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。 (4) 新ケータイお探しサービス(スポット)に関する申込みをしたX i 契約者は、当社が位置情報の通知を行ったときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p>	
<p>3 前2項の規定にかかわらず、電波状況その他の理由により、当社が位置情報を取得できないときは、ケータイお探しサービスを利用することができません。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 当社は、ケータイお探しサービスによりX i 契約者に通知した位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>6 ケータイお探しサービスの申込み、利用方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) 本条第1項、第2項、第4項及び第6項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページ及びケータイお探しサービス(基本)は、「ケータイお探しサービスご利用規約(2017年4月以前発売の機種版)」、新ケータイお探しサービス(月額)は、「ケータイお探しサービスご利用規約(2017年5月以降発売のスマートフォン・タブレット版)」にそれぞれ定めるところによります。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、電波状況その他の理由により、当社が位置情報を取得できないときは、ケータイお探しサービスを利用することができません。</p> <p>3 当社は、X i 契約者の申出に基づく位置情報の取得に先立ち、位置情報を取得する旨をiモード電子メール(別表2に規定するものをいいます。)又は当社が別に定める方法により制御信号を利用して契約者回線へ通知します。 ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。</p> <p>4 X i 契約者は、当社が別に定める回数を超えて当社が位置情報の通知を行ったときは、料金表第1表第5(手続きに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 当社は、このサービスによりX i 契約者に通知した位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>7 ケータイお探しサービスの利用方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) 本条第1項、第3項、第4項及び第7項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページ又は「ケータイお探しサービスご利用規約」に定めるところによります。</p>
<p>第78条の3 (略)</p> <p>(おまかせロック等)</p> <p>第78条の4 X i 契約者は、おまかせロック(契約者からの請求により、端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)の一部の機能を停止するための信号及びドコモU I Mカード等(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約に基づきケータイ補償お届けサービスの提供を受けているX iにおいて、端末ロック(契約者からの請求により、当社が定める端末設備の一部の機能を停止するための信号及びドコモU I Mカード等の一部の機能を停止するための信号を、その端末設備が接続されている契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 当社は、おまかせロック、端末ロック及び遠隔初期化に関する損害については、第63条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備又はドコモU I Mカード等に係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。</p>	<p>第78条の3 (略)</p> <p>(おまかせロック等)</p> <p>第78条の4 X i 契約者は、おまかせロック(契約者からの請求により、端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)の一部の機能を停止するための信号及びドコモU I Mカード(当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、当社のケータイ補償お届けサービスご利用規約に基づきケータイ補償お届けサービスの提供を受けているX iにおいて、端末ロック(契約者からの請求により、当社が定める端末設備の一部の機能を停止するための信号及びドコモU I Mカードの一部の機能を停止するための信号を、その端末設備が接続されている契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 当社は、おまかせロック、端末ロック及び遠隔初期化に関する損害については、第63条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、端末設備又はドコモU I Mカードに係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害については、一切の責任を負いません。</p>

8 (略)

(注) (略)

第 79 条~第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

8 (略)

第 79 条~第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

料金表

通則

1～7 (略)

8 1の暦月又は料金月において料金種別等の変更があった場合の料金の計算方法は、この約款の規定にかかわらず、当社が別に定めるところによります。

9～12 (略)

13 当社は、X i 又はX i コピキタスに係る料金その他の債務が、X i サービス、F O M Aサービス又はワイドスター通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限り。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのX i についてX i 契約者から第 11 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

14 当社は、第 11 項に規定する請求データ蓄積装置に、当該X i 契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

15 (略)

16 当社は、第 11 項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i に係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのX i に係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

17 (略)

18 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i について、X i 契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1) 第 11 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) (略)

19 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのそのX i に係る料金等を、第 16 項に規定する減額の対象とします。

ただし、暦月の初日におけるX i 契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのX i に係る料金等を、第 16 項に規定する減額の対象とします。

20 (略)

(料金等の支払い)

21 X i 契約者は、料金及び工事費について、第 23 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i 契約者は、その料金及び工事費（第 58 条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するX i サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

22～25 (略)

(注) 当社は、第 25 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

料金表

通則

1～7 (略)

8～11 (略)

12 当社は、X i 又はX i コピキタスに係る料金その他の債務が、X i サービス、F O M Aサービス又はワイドスター通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限り。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのX i についてX i 契約者から第 9 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

13 当社は、第 10 項に規定する請求データ蓄積装置に、当該X i 契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

14 (略)

15 当社は、第 10 項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i に係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのX i に係る料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

16 (略)

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i について、X i 契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1) 第 10 項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) (略)

18 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのそのX i に係る料金等を、第 15 項に規定する減額の対象とします。

ただし、暦月の初日におけるX i 契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのX i に係る料金等を、第 15 項に規定する減額の対象とします。

19 (略)

(料金等の支払い)

20 X i 契約者は、料金及び工事費について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、X i 契約者は、その料金及び工事費（第 58 条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定するX i サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

21～24 (略)

(注) 当社は、第 24 項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用		
(1) X i の基本使用料の適用	ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。	
	(ア) 一般契約に係るもの	
	区 分	基本使用料の料金種別
X i	総合利用 プラン	X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）
		X i カケホーダイプラン（ケータイ）
		X i カケホーダイプラン（SIMフリー）
		X i カケホーダイライトプラン
		X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）
		X i シンプルプラン
(略)	(略)	
	(イ) 定期契約に係るもの	
	区 分	基本使用料の料金種別
X i	総合利用 プラン	X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）
		X i カケホーダイプラン（ケータイ）
		X i カケホーダイプラン（SIMフリー）
		X i カケホーダイライトプラン
		X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）
		X i シンプルプラン
(略)	(略)	
<p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア)～(ウ) (略) (エ) そのX i が、X i シンプルプランを選択する場合であって、共有代表回線若しくは共有対象回線（第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するものをいいます。）でないとき ウ～セ (略) ソ 当社は、X i シンプルプランに係るX i が、共有代表回線又は共有対象回線でないことを当社が確認した場合は、そのX i に係る契約者が、当社が別に定める端末設備の種類に応じて、カケホーダイライトプラン又はカケホーダイライトプラン（ケータイ）を選択したものとみなして取り扱います。 タ X i シンプルプランに係るX i の契約者回線に、次表に定める端末設備が接続されていることを当社が確認したときは、当社がその確認をした日を含む暦月の基本使用料に次表に規定す</p>		

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用		
(1) X i の基本使用料の適用	ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。	
	(ア) 一般契約に係るもの	
	区 分	基本使用料の料金種別
X i	総合利用 プラン	X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）
		X i カケホーダイプラン（ケータイ）
		X i カケホーダイプラン（SIMフリー）
		X i カケホーダイライトプラン
		X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）
		(略)
	(イ) 定期契約に係るもの	
	区 分	基本使用料の料金種別
X i	総合利用 プラン	X i カケホーダイプラン（スマホ/タブ）
		X i カケホーダイプラン（ケータイ）
		X i カケホーダイプラン（SIMフリー）
		X i カケホーダイライトプラン
		X i カケホーダイライトプラン（ケータイ）
		(略)
<p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。 (ア)～(ウ) (略) ウ～セ (略)</p>		

る区分に応じた料金額(対象外機種利用料といいます。以下この欄において同じとします。)を加算します。

ただし、オの規定により基本使用料を日割するときは、対象外機種利用料を日割して適用します。

区 分	料 金 額
当社が定める端末設備のうち当社がタブレットとして取り扱うもの	720 円
当社が定める端末設備のうち当社がルーターとして取り扱うもの	220 円

チ～テ (略)

ト 当社は、同一暦月内において、X i 契約者から料金種別を変更の請求があったときは、その請求があった日を含む暦月の翌暦月から適用する場合があります。

(略)

(略)

(4)の2 U25 応援割の適用

ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)を除きます。)の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

区 分	基本使用料の割引額 (月額)
X i カケホーダイライトプラン	—
X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	—
X i シンプルプラン	—
上記以外のもの	500 円

イ～ケ (略)

ソ～チ (略)

(略)

(略)

(4)の2 U25 応援割の適用

ア U25 応援割 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、基本使用料の料金種別が総合利用プラン (X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)を除きます。)の基本使用料について、X i 契約者の選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

区 分	基本使用料の割引額 (月額)
X i カケホーダイライトプラン	—
X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	—
上記以外のもの	500 円

イ～ケ (略)

2 料金額

2-1 X iに係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)	
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	4,200 円 (4,536 円)
			X i カケホーダイプラン (ケータイ)	3,700 円 (3,996 円)
			X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)	4,200 円 (4,536 円)
			X i カケホーダイライトプラン	3,200 円 (3,456 円)
			X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	2,700 円 (2,916 円)
			X i シンプルプラン	2,480 円 (2,678.4 円)
			(略)	(略)
	定期契約に係るもの	総合利用プラン	X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	2,700 円 (2,916 円)
			X i カケホーダイプラン (ケータイ)	2,200 円 (2,376 円)
			X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)	2,700 円 (2,916 円)
X i カケホーダイライトプラン			1,700 円 (1,836 円)	
X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)			1,200 円 (1,296 円)	
X i シンプルプラン			980 円 (1,058.4 円)	
(略)	(略)	(略)		

2-2 (略)

第2 (略)

2 料金額

2-1 X iに係るもの

1 契約ごとに

区 分			料 金 額 (月額)		
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	4,200 円 (4,536 円)	
			X i カケホーダイプラン (ケータイ)	3,700 円 (3,996 円)	
			X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)	4,200 円 (4,536 円)	
			X i カケホーダイライトプラン	3,200 円 (3,456 円)	
			X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	2,700 円 (2,916 円)	
			(略)	(略)	(略)
			定期契約に係るもの	総合利用プラン	X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)
	X i カケホーダイプラン (ケータイ)	2,200 円 (2,376 円)			
	X i カケホーダイプラン (S I Mフリー)	2,700 円 (2,916 円)			
	X i カケホーダイライトプラン	1,700 円 (1,836 円)			
X i カケホーダイライトプラン (ケータイ)	1,200 円 (1,296 円)				
(略)	(略)	(略)			

2-2 (略)

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用																			
(略)		(略)																	
(6)の2 X iの通話モード等による通信料の適用		<p>ア (略)</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信に係る料金は、2（料金額）の2 - 1及び2 - 2に規定する料金を適用します。</p> <p>(ア) X iカケホーダイライトプラン又はX iカケホーダイライトプラン（ケータイ）の適用を受けている場合（ウ）の適用を受ける場合を除きます。）であって、それぞれの通信時間について、300秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間（以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。）</p> <p>(イ) X i シンプルプランの適用を受けているときの、そのX i 契約者から行われる通話モード又は64kb/s デジタル通信モードによる通信。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>																	
(略)		(略)																	
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等		<p>ア X i 契約者は、定額通信に係る取扱い（ア）に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱いをいいます。）又は二段階定額通信に係る取扱い（(イ)の①に規定する定額通信料を支払った場合に、データ通信モードによる通信の一部に関する料金について、(イ)の②の規定により算定した額を適用する取扱いをいいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パック（定額通信に係る取扱い及び二段階定額通信に係る取扱いを総称したものをいいます。以下同じとします。）には次の(ア)及び(イ)に規定する区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ア) 定額通信に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限 データ量</th> <th>上限 回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シェアパック</td> <td>シェアパック5 (小容量)</td> <td>6,500円 (7,020円)</td> <td>5GB</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数	(略)		(略)	(略)	(略)	シェアパック	シェアパック5 (小容量)	6,500円 (7,020円)	5GB	20
区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数															
(略)		(略)	(略)	(略)															
シェアパック	シェアパック5 (小容量)	6,500円 (7,020円)	5GB	20															

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用																			
(略)		(略)																	
(6)の2 X iの通話モード等による通信料の適用		<p>ア (略)</p> <p>イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する通信に係る料金は、2（料金額）の2 - 1及び2 - 2に規定する料金を適用します。</p> <p>(ア) X iカケホーダイライトプラン又はX iカケホーダイライトプラン（ケータイ）の適用を受けている場合（(イ)の適用を受ける場合を除きます。）であって、それぞれの通信時間について、300秒を超えた時点から通信が終了した時点までの通信時間（以下「ライトプラン通信料」といい、この表において同じとします。）</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>																	
(略)		(略)																	
(8)の2 データ通信モードの定額通信料の適用等		<p>ア X i 契約者は、定額通信に係る取扱い（ア）に規定する定額通信料を支払った場合に、X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金額を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱いをいいます。）又は二段階定額通信に係る取扱い（(イ)の①に規定する定額通信料を支払った場合に、データ通信モードによる通信の一部に関する料金について、(イ)の②の規定により算定した額を適用する取扱いをいいます。）を選択することができます。この場合において、データ定額パック（定額通信に係る取扱い及び二段階定額通信に係る取扱いを総称したものをいいます。以下同じとします。）には次の(ア)及び(イ)に規定する区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(ア) 定額通信に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>定額通信料 (月額)</th> <th>定額上限 データ量</th> <th>上限 回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シェアパック</td> <td>シェアパック5 (小容量)</td> <td>6,500円 (7,020円)</td> <td>5GB</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数	(略)		(略)	(略)	(略)	シェアパック	シェアパック5 (小容量)	6,500円 (7,020円)	5GB	20
区 分		定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数															
(略)		(略)	(略)	(略)															
シェアパック	シェアパック5 (小容量)	6,500円 (7,020円)	5GB	20															

		シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10 G B	20			シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10 G B	20
		シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15 G B	20			シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15 G B	20
		ウルトラシェアパック30	13,500円 (14,580円)	30 G B	20			ウルトラシェアパック50	16,000円 (17,280円)	50 G B	20
		ウルトラシェアパック50	16,000円 (17,280円)	50 G B	20			ウルトラシェアパック100	25,000円 (27,000円)	100 G B	20
		ウルトラシェアパック100	25,000円 (27,000円)	100 G B	20						
	ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	6,500円 (7,020円)	5 G B	5		ビジネスシェアパック5	6,500円 (7,020円)	5 G B	5	
		ビジネスシェアパック10	9,500円 (10,260円)	10 G B	10		ビジネスシェアパック10	9,500円 (10,260円)	10 G B	10	
		ビジネスシェアパック15	12,500円 (13,500円)	15 G B	15		ビジネスシェアパック15	12,500円 (13,500円)	15 G B	15	
		ウルトラビジネスシェアパック30	13,500円 (14,580円)	30 G B	20		ウルトラビジネスシェアパック50	16,000円 (17,280円)	50 G B	20	
		ウルトラビジネスシェアパック50	16,000円 (17,280円)	50 G B	20		ウルトラビジネスシェアパック100	25,000円 (27,000円)	100 G B	30	
		ウルトラビジネスシェアパック100	25,000円 (27,000円)	100 G B	30						

		ビジネスシェアパック50	37,000円 (39,960円)	50 G B	50			ビジネスシェアパック50	37,000円 (39,960円)	50 G B	50
		ビジネスシェアパック70	51,500円 (55,620円)	70 G B	70			ビジネスシェアパック70	51,500円 (55,620円)	70 G B	70
		ビジネスシェアパック100	73,000円 (78,840円)	100 G B	100			ビジネスシェアパック100	73,000円 (78,840円)	100 G B	100
		ビジネスシェアパック150	109,000円 (117,720円)	150 G B	150			ビジネスシェアパック150	109,000円 (117,720円)	150 G B	150
		ビジネスシェアパック200	145,000円 (156,600円)	200 G B	200			ビジネスシェアパック200	145,000円 (156,600円)	200 G B	200
		ビジネスシェアパック250	180,000円 (194,400円)	250 G B	250			ビジネスシェアパック250	180,000円 (194,400円)	250 G B	250
		ビジネスシェアパック300	215,000円 (232,200円)	300 G B	300			ビジネスシェアパック300	215,000円 (232,200円)	300 G B	300
		ビジネスシェアパック400	280,000円 (302,400円)	400 G B	400			ビジネスシェアパック400	280,000円 (302,400円)	400 G B	400
		ビジネスシェアパック500	345,000円 (372,600円)	500 G B	500			ビジネスシェアパック500	345,000円 (372,600円)	500 G B	500
		ビジネスシェアパック700	480,000円 (518,400円)	700 G B	700			ビジネスシェアパック700	480,000円 (518,400円)	700 G B	700
		ビジネスシェアパック1000	680,000円 (734,400円)	1000 G B	1000			ビジネスシェアパック1000	680,000円 (734,400円)	1000 G B	1000
		ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,080,000円)	1500 G B	1000			ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,080,000円)	1500 G B	1000

	<table border="1"> <tr> <td>ビジネスシェアパック2000</td> <td>1,300,000円 (1,404,000円)</td> <td>2000 G B</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック3000</td> <td>1,900,000円 (2,052,000円)</td> <td>3000 G B</td> <td>1000</td> </tr> </table>	ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000	ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000			<table border="1"> <tr> <td>ビジネスシェアパック2000</td> <td>1,300,000円 (1,404,000円)</td> <td>2000 G B</td> <td>1000</td> </tr> <tr> <td>ビジネスシェアパック3000</td> <td>1,900,000円 (2,052,000円)</td> <td>3000 G B</td> <td>1000</td> </tr> </table>	ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000	ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000									
ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000																										
ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000																										
ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000																										
ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000																										
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																								
(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用	<p>ア 当社は、データ定額パック(ケータイパックを除きます。)の適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第 20 条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th colspan="5">定額料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シェアパック5(小容量)及びビジネスシェアパック5(小容量)</td> <td>シェアパック10(小容量)又はビジネスシェアパック10</td> <td>シェアパック15(標準)又はビジネスシェアパック15、<u>ウルトラシェアパック30又はウルトラビジネスシェアパック30</u></td> <td>ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50</td> <td>ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	経過期間	定額料の減額(月額)					シェアパック5(小容量)及びビジネスシェアパック5(小容量)	シェアパック10(小容量)又はビジネスシェアパック10	シェアパック15(標準)又はビジネスシェアパック15、 <u>ウルトラシェアパック30又はウルトラビジネスシェアパック30</u>	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100		(略)	(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引(ずっとドコモ割)の適用	<p>ア 当社は、データ定額パック(ケータイパックを除きます。)の適用を受けているX iに係る定額通信料について、当該料金月のそのX i 契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。</p> <p>ただし、契約者が第 20 条の2(定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th colspan="5">定額料の減額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シェアパック5(小容量)及びビジネスシェアパック5(小容量)</td> <td>シェアパック10(小容量)又はビジネスシェアパック10</td> <td>シェアパック15(標準)又はビジネスシェアパック15</td> <td>ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50</td> <td>ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	経過期間	定額料の減額(月額)					シェアパック5(小容量)及びビジネスシェアパック5(小容量)	シェアパック10(小容量)又はビジネスシェアパック10	シェアパック15(標準)又はビジネスシェアパック15	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100		(略)
経過期間	定額料の減額(月額)																												
シェアパック5(小容量)及びビジネスシェアパック5(小容量)	シェアパック10(小容量)又はビジネスシェアパック10	シェアパック15(標準)又はビジネスシェアパック15、 <u>ウルトラシェアパック30又はウルトラビジネスシェアパック30</u>	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100																									
経過期間	定額料の減額(月額)																												
シェアパック5(小容量)及びビジネスシェアパック5(小容量)	シェアパック10(小容量)又はビジネスシェアパック10	シェアパック15(標準)又はビジネスシェアパック15	ウルトラシェアパック50又はウルトラビジネスシェアパック50	ウルトラシェアパック100又はウルトラビジネスシェアパック100																									

	<table border="1"> <tr> <td>48か月超え96か月まで</td> <td>100円</td> <td>400円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か月まで</td> <td>200円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>120か月超え180か月まで</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>(イ) (略) イ～オ (略)</p>	48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円	96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円	120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円	180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円																				
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円																				
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円																				
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円																				
(略)	(略)																								
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX_iが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX_iが特定X_i等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X_i等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX_i又はFOMAに限り適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">割 引 額</th> </tr> <tr> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの</th> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</th> <th>それ以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額			対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの																	
区 分	割 引 額																								
	対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの																						

	<table border="1"> <tr> <td>48か月超え96か月まで</td> <td>100円</td> <td>400円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か月まで</td> <td>200円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>120か月超え180か月まで</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table> <p>(イ) (略) イ～オ (略)</p>	48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円	96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円	120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円	180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円
48か月超え96か月まで	100円	400円	600円	800円	1,000円																				
96か月超え120か月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円																				
120か月超え180か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円																				
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円																				
(略)	(略)																								
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX_iが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX_iが特定X_i等（I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X_i等に係るI P通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、I P通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p>ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX_i又はFOMAに限り適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">割 引 額</th> </tr> <tr> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの</th> <th>対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</th> <th>それ以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割 引 額			対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの																	
区 分	割 引 額																								
	対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの																						

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
ファミリーシェアパック	シェアパック5 (小容量)	500円	800円	800円		ファミリーシェアパック	シェアパック5 (小容量)	500円	800円	800円		
	シェアパック10 (小容量)	500円	1,200円	1,200円			シェアパック10 (小容量)	500円	1,200円	1,200円		
	シェアパック15 (標準)	500円	1,800円	1,800円			シェアパック15 (標準)	500円	1,800円	1,800円		
	<u>ウルトラシェアパック30</u>	<u>500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>								
	ウルトラシェアパック50	500円	2,400円	2,500円			ウルトラシェアパック50	500円	2,400円	2,500円		
	ウルトラシェアパック100	500円	3,000円	3,200円			ウルトラシェアパック100	500円	3,000円	3,200円		
	ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	500円	800円	800円			ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	500円	800円	800円
		ビジネスシェアパック10	500円	1,200円	1,200円				ビジネスシェアパック10	500円	1,200円	1,200円
		ビジネスシェアパック15	500円	1,800円	1,800円				ビジネスシェアパック15	500円	1,800円	1,800円
		<u>ウルトラビジネスシェアパック30</u>	<u>500円</u>	<u>2,000円</u>	<u>2,000円</u>							
		ウルトラビジネスシェアパック50	500円	2,400円	2,500円				ウルトラビジネスシェアパック50	500円	2,400円	2,500円
		ウルトラビジネスシェアパック100	500円	3,000円	3,200円				ウルトラビジネスシェアパック100	500円	3,000円	3,200円
		ビジネスシェアパック50	500円	3,000円	3,200円				ビジネスシェアパック50	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック70		500円	3,000円	3,200円		ビジネスシェアパック70	500円		3,000円	3,200円		
ビジネスシェアパック100		500円	3,000円	3,200円		ビジネスシェアパック100	500円		3,000円	3,200円		

ビジネスシェアパック150	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック200	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック250	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック300	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック400	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック500	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック700	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1000	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1500	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック2000	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック3000	500円	3,000円	3,200円

イ〜キ (略)

ビジネスシェアパック150	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック200	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック250	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック300	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック400	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック500	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック700	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1000	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1500	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック2000	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック3000	500円	3,000円	3,200円

イ〜キ (略)

(略)

(略)

(13) 複数回線複合割引 (ファミリー割引) の適用

ア〜イ (略)

ウ X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) 又は X i シンプルプラン (第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。)に係る定期契約を締結しているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信に係る通信料について、次表のとおり取り扱いいます。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額	
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信 (料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。
	(略)	(略)

エ〜セ (略)

(略)

(略)

(13) 複数回線複合割引 (ファミリー割引) の適用

ア〜イ (略)

ウ X i カケホーダイライトプラン又は X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) (第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。)に係る定期契約を締結しているときは、割引回線群を構成する他の契約者回線等への通信に係るライトプラン通信料 ((6)の 2 のアに規定するものをいいます。)について、次表のとおり取り扱いいます。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額	
割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	ライトプラン通信料 (料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。
	(略)	(略)

エ〜セ (略)

	(注) (略)
(15) 定期契約に係る 通信料月極割引 (ビジネス通話割引)の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ X i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) 又はX i シンプルプラン (第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。) の適用を受けているときは、次表に規定する定額料の支払いを要するものとし、そのX i の契約者回線に係る通信料について、そのX i が属する指定割引回線群に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、次表のとおり取り扱います。</p> <p>表 (略)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ 本割引は、アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) そのX i の基本使用料の料金種別がX i カケホーダイライトプラン、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) 又はX i シンプルプラン以外であるとき。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>キ～ク (略)</p>
(略)	(略)
(24) 通信料の減免等	<p>ア 次の通信については、第50条 (通信料の支払義務) 及び第54条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>(ク) ドコモ eSIM カードへの契約者識別番号等の情報の登録を行うための通信 (当社が別に定めるものに限ります。)</p> <p>イ～エ (略)</p>

2 料金額 (略)

第4 (略)

	(注) (略)
(15) 定期契約に係る 通信料月極割引 (ビジネス通話割引)の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ X i カケホーダイライトプラン又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) (第1 (基本使用料) の1 (適用) の(1)に規定するものをいいます。) の適用を受けているときは、次表に規定する定額料の支払いを要するものとし、そのX i の契約者回線に係る(6)の2のアに規定するライトプラン通信料について、そのX i が属する指定割引回線群に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信 (当社が別に定める通信を除きます。) に関する料金について、次表のとおり取り扱います。</p> <p>表 (略)</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>カ 本割引は、アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) そのX i の基本使用料の料金種別がX i カケホーダイライトプラン又はX i カケホーダイライトプラン (ケータイ) 以外であるとき。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>キ～サ (略)</p>
(略)	(略)
(24) 通信料の減免等	<p>ア 次の通信については、第50条 (通信料の支払義務) 及び第54条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p>

2 料金額 (略)

第4 (略)

第5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用											
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ カード発行手数料</td> <td>ドコモU I Mカード等の貸与に関する請求（ア欄若しくはキ欄の申込みと同時に 行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料 金</td> </tr> <tr> <td>ウ SIM情報再発行 手数料</td> <td>ドコモeSIMカードへの契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社 が定める方法により請求する場合に限り。）をし、その承諾を受けたときに 支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>エ～ク (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	(略)	(略)	イ カード発行手数料	ドコモU I Mカード等の貸与に関する請求（ア欄若しくはキ欄の申込みと同時に 行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料 金	ウ SIM情報再発行 手数料	ドコモeSIMカードへの契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社 が定める方法により請求する場合に限り。）をし、その承諾を受けたときに 支払いを要する料金	エ～ク (略)	(略)
	料金種別	内 容									
	(略)	(略)									
	イ カード発行手数料	ドコモU I Mカード等の貸与に関する請求（ア欄若しくはキ欄の申込みと同時に 行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料 金									
ウ SIM情報再発行 手数料	ドコモeSIMカードへの契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社 が定める方法により請求する場合に限り。）をし、その承諾を受けたときに 支払いを要する料金										
エ～ク (略)	(略)										
(2)～(6) (略)	(略)										
(7) その他の手数料の適用除外	<p>ア 1の契約又は1の端末設備等について、その支払いを要する手続きが、契約事務手数料、カード発行手数料又は登録等手数料を要する手続きと同時にされるものであるとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。</p> <p>イ Xi契約締結後、そのXiにおいて最初に第78条の2（ケータイお探しサービス）の第2項に規定する新ケータイお探しサービス（月額）の契約締結の日から起算して31日間（以下この欄において「初回無料期間」といいます。）は同条の2の第2項に規定する料金の支払いを要しないものとし、初回無料期間の末日の翌日が含まれる暦月より、新ケータイお探しサービス（月額）にかかる料金の支払いを要するものとします。</p> <p>ただし、新ケータイお探しサービス（月額）の提供を廃止することとなった場合は、この限りでありません。</p> <p>ウ 前項の規定にかかわらず、第78条の2（ケータイお探しサービス）の第2項に規定する新ケータイお探しサービス（月額）について、当社が別に定めるサービスの適用を同時に受けているときは、同条の2の第2項に規定する料金の支払いを要しません。なお、当該暦日の末日までに同時に適</p>										

第5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用									
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ カード発行手数料</td> <td>ドコモU I Mカードの貸与に関する請求（ア欄若しくはカ欄の申込みと同時に 行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料 金</td> </tr> <tr> <td>ウ～カ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	(略)	(略)	イ カード発行手数料	ドコモU I Mカードの貸与に関する請求（ア欄若しくはカ欄の申込みと同時に 行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料 金	ウ～カ (略)	(略)
	料金種別	内 容							
	(略)	(略)							
	イ カード発行手数料	ドコモU I Mカードの貸与に関する請求（ア欄若しくはカ欄の申込みと同時に 行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料 金							
ウ～カ (略)	(略)								
(2)～(6) (略)	(略)								
(7) その他の手数料の適用除外	<p>1の契約又は1の端末設備等について、その支払いを要する手続きが、契約事務手数料、カード発行手数料又は登録等手数料を要する手続きと同時にされるものであるとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。</p>								

	<p>用を受けていた当社が別に定めるサービスの契約の解除（当社が別に定める場合を除きます。）があったときは、当該契約の解除の日が含まれる暦月については、同条の2の第2項に規定する料金の支払いを要しません。</p> <p>(注1) アに規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。</p> <p>(注2) ウに規定する当社が別に定めるサービスとは当社のインターネットホームページ又は「ケータイお探しサービスご利用規約（2017年5月以降発売のスマートフォン・タブレット版）」に定めるサービスをいいます。</p>
(8) (略)	(略)

	<p>(注) 本欄に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。</p>
(8) (略)	(略)

2 料金額

2-1 2-2、2-3以外のもの

料 金 種 別		単 位	料 金 額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
(1) 契約事務手数料	ア イ以外のもの	1 契約ごとに	3,000円 (3,240円)
	イ 第2種 X i ユビキタス契約に係るもの	1 契約ごとに	2,000円 (2,160円)
(2) カード発行手数料		1 枚ごとに	2,000円 (2,160円)
(3) SIM情報再発行手数料		1 の登録手続きごとに	2,000円 (2,160円)
(4) 名義変更手数料		1 契約ごとに	2,000円 (2,160円)
(5) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料		1 契約ごとに	2,000円 (2,160円)
(6) 登録等手数料		1 端末設備等ごとに	2,000円 (2,160円)

2-2 (略)

2 料金額

2-1 2-2以外のもの

料 金 種 別		単 位	料 金 額
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
(1) 契約事務手数料	ア イ以外のもの	1 契約ごとに	3,000円 (3,240円)
	イ 第2種 X i ユビキタス契約に係るもの	1 契約ごとに	2,000円 (2,160円)
(2) カード発行手数料		1 枚ごとに	2,000円 (2,160円)
(3) 名義変更手数料		1 契約ごとに	2,000円 (2,160円)
(4) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料		1 契約ごとに	2,000円 (2,160円)
(5) 登録等手数料		1 端末設備等ごとに	2,000円 (2,160円)
(6) その他の手数料			別に算定する実費

2-2 (略)

2-3 その他の手数料に係るもの

(1) (2)以外のもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
その他の手数料		別に算定する実費

(2) 第78条の2（ケータイお探しサービス）に規定する新ケータイお探しサービスの料金に係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
新ケータイお探しサービス（月額）の利用に係る手数料	月額1契約ごとに	50円（54円）
新ケータイお探しサービス（スポット）の利用に係る手数料	申込日の翌日までの間において、位置情報送出手続きが確認できた場合の1契約ごとに	3,000円（3,240円）

第6～第7（略）

第2表～第4表（略）

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1（略）

第2 支払証明書等の発行手数料

1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書の発行手数料の適用除外	通則第11項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iについて、支払証明書の発行を受けた場合であって、その発行が当該暦年における最初の発行であると当社が認めるときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払証明書の発行に係る手数料及び郵送料等の支払いを要しません。

2（略）

第3～第5（略）

第6表（略）

第6～第7（略）

第2表～第4表（略）

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1（略）

第2 支払証明書等の発行手数料

1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書の発行手数料の適用除外	通則第9項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX iについて、支払証明書の発行を受けた場合であって、その発行が当該暦年における最初の発行であると当社が認めるときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その支払証明書の発行に係る手数料及び郵送料等の支払いを要しません。

2（略）

第3～第5（略）

第6表（略）

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～14 (略)	(略)
15 国際ローミング機能 ドコモUIMカード等を装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、そのX i及び第1種X iユビキタス(以下、この欄において「X i等」といいます。)の契約者回線に着信(通話モード、64kb/s デジタル通信モード又はショートメッセージ通信モードによるものに限ります。)があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。	(1)～(3) (略)
16～19 (略)	(略)
20 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)～(3) (略) (4) この機能を利用しているX i 契約者(国際ローミング機能の提供を受けている者に限ります。)は、海外転送機能(UIMカード等を装着した移動無線装置が国際アウトローミングの営業区域内に在圏している場合において、そのX iに係るX i等内線番号の契約者回線へ着信があった場合に、国際ローミング機能を利用して、その通信をその国際ローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。)を追加機能として利用することができます。	(1)～(11) (略)
20～29 (略)	(略)
30 遠隔管理機能(あんしんマネージャー) (1) 基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。 ア (略) イ この機能を利用している契約者(タイプBを選択している者に限ります。)は、次に定める機能を利用することができます。 (ア) 端末ロック設定機能 契約者回線に接続されている端末設備(当社が定	(1)～(20) (略) (注) (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～14 (略)	(略)
15 国際ローミング機能 ドコモUIMカード等を装着した移動無線装置が、国際アウトローミングに係る営業区域に在圏していることを確認し、そのX i及び第1種X iユビキタス(以下、この欄において「X i等」といいます。)の契約者回線に着信(通話モード、64kb/s デジタル通信モード又はショートメッセージ通信モードによるものに限ります。)があった場合には、その通信をその国際アウトローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。	(1)～(3) (略)
16～19 (略)	(略)
20 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)～(3) (略) (4) この機能を利用しているX i 契約者(国際ローミング機能の提供を受けている者に限ります。)は、海外転送機能(UIMカード等を装着した移動無線装置が国際アウトローミングの営業区域内に在圏している場合において、そのX iに係るX i等内線番号の契約者回線へ着信があった場合に、国際ローミング機能を利用して、その通信をその国際ローミングに係る電気通信回線へ転送する機能をいいます。)を追加機能として利用することができます。	(1)～(11) (略)
20～29 (略)	(略)
30 遠隔管理機能(あんしんマネージャー) (1) 基本機能 当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。 ア (略) イ この機能を利用している契約者(タイプBを選択している者に限ります。)は、次に定める機能を利用することができます。 (ア) 端末ロック設定機能 契約者回線に接続されている端末設備(当社が定	(1)～(20) (略) (注) (略)

<p>めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。)において、その端末設備の一部の機能を停止するための信号又はドコモ U I Mカード等の一部の機能を停止するための信号をその契約者回線に送出する操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>ウ この機能を利用している契約者(タイプ C を選択している者)に限ります。)は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) 端末ロック設定機能</p> <p>契約者回線に接続されている端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。)において、その端末設備の一部の機能を停止するための信号又はドコモ U I Mカード等の一部の機能を停止するための信号をその契約者回線に送出する操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。)において、その端末設備の一部の機能を停止するための信号又はドコモ U I Mカードの一部の機能を停止するための信号をその契約者回線に送出する操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(イ)～(ク) (略)</p> <p>ウ この機能を利用している契約者(タイプ C を選択している者)に限ります。)は、次に定める機能を利用することができます。</p> <p>(ア) 端末ロック設定機能</p> <p>契約者回線に接続されている端末設備(当社が定めるものに限ります。以下この欄において「特定端末設備」といいます。)において、その端末設備の一部の機能を停止するための信号又はドコモ U I Mカードの一部の機能を停止するための信号をその契約者回線に送出する操作を、その契約者が他の F O M A 及び X i に係る操作と合わせて行うこと。</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	
31 (略)	(略)	31 (略)	(略)

別表 3～別表 9 (略)

附 則(平成 29 年 5 月 18 日経企第 226 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 24 日から実施します。
ただし、この改正規定中、ドコモ eSIM カードに関する部分については、平成 29 年 5 月 25 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第 1425 号(平成 28 年 12 月 21 日)の附則第 1 項を次のように改めます。
 - 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、はじめてスマホ割キャンペーンに関する部分については平成 29 年 1 月 10 日から、データ定額パック(ウルトラデータ L パック、ウルトラデータ L パック、ウルトラシェアパック 30、ウルトラビジネスシェアパック 30、ウルトラシェアパック 50、ウルトラビジネスシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100 又はウルトラビジネスシェアパック 100 に限ります。)に係るテザリング通信に関する部分については平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

別表 3～別表 9 (略)

4 経企第 1689 号（平成 28 年 1 月 20 日）の附則を次のように改めます。

(1) 第 6 項第 1 号を次のように改めます。

(1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン（スマホ／タブ）、X i カケホーダイライトプラン又は X i シンプルプラン以外となったとき。

(2) 第 9 項を次のように改めます。

9 X i シンプルプランが適用されているとき又はドコモにチェンジ割キャンペーン（経企第 1140 号（平成 27 年 9 月 16 日）に規定するものをいいます。）の適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、第 3 項に規定する減額を適用しません。

5 当社は、経企第 1896 号（平成 29 年 3 月 24 日）の附則第 4 項の規定によりブラックベリー接続機能を廃止された契約者が、その時点で X i パケ・ホーダイライト、データ S パック、データ M パック（以下この附則において「対象定額通信料」といいます。）を選択しているときは、平成 29 年 5 月 16 日時点で次の(1)から(3)のいずれかに該当すると当社が認めた場合を除き、平成 29 年 6 月 30 日にその対象定額通信料を廃止します。

ただし、契約者から平成 29 年 6 月 20 日までに当社が別に定める方法により申出があった場合は、この限りではありません。

(1) moperaU 機能、i モード機能、s p モード機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けているとき。

(2) 契約者名義が法人（当社が指定するものを除きます。）であるとき。

(3) その他当社が別に定めるとき。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～7 (略)</p> <p>8 1の暦月又は料金月において料金種別等の変更があった場合の料金の計算方法は、この約款の規定にかかわらず、当社が別に定めるところによります。</p> <p>9～12 (略)</p> <p>13 当社は、FOMA、FOMAコピキタス又はFOMA位置情報に係る料金その他の債務がXiサービス又はFOMAサービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのFOMAサービスについて契約者から第11項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>14 当社は、第11項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。</p> <p>15 (略)</p> <p>16 当社は、第11項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAに係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAの料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。</p> <p>ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。</p> <p>17 (略)</p> <p>18 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAサービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。</p> <p>(1) 第11項各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>19 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのそのXiに係る料金等を、第16項に規定する減額の対象とします。</p> <p>ただし、暦月の初日におけるFOMA契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのFOMAに係る料金等を、第16項に規定する減額の対象とします。</p> <p>20 (略) (料金等の支払い)</p> <p>21 契約者は、料金及び工事費について、第23項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するFOMAサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>22～25 (略)</p> <p>(注) 当社は、第25項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のFOMAサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～7 (略)</p> <p>8～11 (略)</p> <p>12 当社は、FOMA、FOMAコピキタス又はFOMA位置情報に係る料金その他の債務がXiサービス又はFOMAサービス(当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限ります。)に係る料金等と一括して請求されている場合は、そのFOMAサービスについて契約者から第9項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>13 当社は、第10項に規定する請求データ蓄積装置に、当該契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。</p> <p>14 (略)</p> <p>15 当社は、第10項に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAに係る料金等が、口座振替又はクレジット払いにより当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAの料金等から20円を減額します。この場合において、料金表の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。</p> <p>ただし、前項の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。</p> <p>16 (略)</p> <p>17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAサービスについて、契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。</p> <p>(1) 第10項各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>18 前項の規定により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月までのそのXiに係る料金等を、第15項に規定する減額の対象とします。</p> <p>ただし、暦月の初日におけるFOMA契約の解除により電子媒体による請求額情報の通知の取扱いの廃止があったときは、その廃止があった日を含む暦月の前暦月までのそのFOMAに係る料金等を、第15項に規定する減額の対象とします。</p> <p>19 (略) (料金等の支払い)</p> <p>20 契約者は、料金及び工事費について、第22項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金及び工事費(第75条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。)について、当社が指定するFOMAサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>21～24 (略)</p> <p>(注) 当社は、第24項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のFOMAサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用					
(略)	(略)				
(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者（限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M Aサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。</p> <p>この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p>				
		区 分	定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
		(略)	(略)	(略)	(略)
	ファミリースhareパック	シェアパック5 (小容量)	6,500円 (7,020円)	5 G B	20
		シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10 G B	20
		シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15 G B	20
		ウルトラシェアパック30	13,500円 (14,580円)	30 G B	20
		ウルトラシェアパック50	16,000円 (17,280円)	50 G B	20

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通信料の適用					
(略)	(略)				
(7)の3 第2種契約に係るパケット通信モードに係る定額通信料の適用等	<p>ア 第2種契約者（限定利用プランに係る契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）は、次表に規定する定額通信料を支払った場合に、F O M Aサービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額（料金月単位で累計した額とし、この取扱いの選択の申出前又はこの取扱いの廃止後に利用した通信に係る料金を除きます。）に代えて、その定額通信料を適用する取扱い（以下「データ定額パック」といいます。）を選択することができます。</p> <p>この場合において、データ定額パックには次の区分があり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p>				
		区 分	定額通信料 (月額)	定額上限 データ量	上限 回線数
		(略)	(略)	(略)	(略)
	ファミリースhareパック	シェアパック5 (小容量)	6,500円 (7,020円)	5 G B	20
		シェアパック10 (小容量)	9,500円 (10,260円)	10 G B	20
		シェアパック15 (標準)	12,500円 (13,500円)	15 G B	20
		ウルトラシェアパック50	16,000円 (17,280円)	50 G B	20

		ウルトラシェアパック100	25,000円 (27,000円)	100 G B	20			ウルトラシェアパック100	25,000円 (27,000円)	100 G B	20	
	ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	6,500円 (7,020円)	5 G B	5		ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	6,500円 (7,020円)	5 G B	5	
		ビジネスシェアパック10	9,500円 (10,260円)	10 G B	10			ビジネスシェアパック10	9,500円 (10,260円)	10 G B	10	
		ビジネスシェアパック15	12,500円 (13,500円)	15 G B	15			ビジネスシェアパック15	12,500円 (13,500円)	15 G B	15	
		ウルトラビジネスシェアパック30	13,500円 (14,580円)	30 G B	20			ウルトラビジネスシェアパック50	16,000円 (17,280円)	50 G B	20	
		ウルトラビジネスシェアパック50	16,000円 (17,280円)	50 G B	20			ウルトラビジネスシェアパック100	25,000円 (27,000円)	100 G B	30	
		ウルトラビジネスシェアパック100	25,000円 (27,000円)	100 G B	30			ビジネスシェアパック50	37,000円 (39,960円)	50 G B	50	
		ビジネスシェアパック50	37,000円 (39,960円)	50 G B	50			ビジネスシェアパック70	51,500円 (55,620円)	70 G B	70	
		ビジネスシェアパック70	51,500円 (55,620円)	70 G B	70			ビジネスシェアパック100	73,000円 (78,840円)	100 G B	100	
		ビジネスシェアパック100	73,000円 (78,840円)	100 G B	100			ビジネスシェアパック150	109,000円 (117,720円)	150 G B	150	
		ビジネスシェアパック150	109,000円 (117,720円)	150 G B	150			ビジネスシェアパック200	145,000円 (156,600円)	200 G B	200	
		ビジネスシェアパック200	145,000円 (156,600円)	200 G B	200							

ビジネスシェアパック250	180,000円 (194,400円)	250 G B	250
ビジネスシェアパック300	215,000円 (232,200円)	300 G B	300
ビジネスシェアパック400	280,000円 (302,400円)	400 G B	400
ビジネスシェアパック500	345,000円 (372,600円)	500 G B	500
ビジネスシェアパック700	480,000円 (518,400円)	700 G B	700
ビジネスシェアパック1000	680,000円 (734,400円)	1000 G B	1000
ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,080,000円)	1500 G B	1000
ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000
ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000

イ～サ (略)

シ 当社は、データ定額パックの適用を受けている F O M A の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量 (ク、(7)の4のソ若しくは当該契約約款の規定により加算された 1 G B の合計のデータ量 (以下この欄及び(7)の4において「付与データ量」といいます。)、指定追加データ量、追加データ量又は若しくはソの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。) を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間 (コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、その F O M A の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い (以下この欄及び(7)の4において「128k 通信」といいます。) を適用します。

ス～テ (略)

ビジネスシェアパック250	180,000円 (194,400円)	250 G B	250
ビジネスシェアパック300	215,000円 (232,200円)	300 G B	300
ビジネスシェアパック400	280,000円 (302,400円)	400 G B	400
ビジネスシェアパック500	345,000円 (372,600円)	500 G B	500
ビジネスシェアパック700	480,000円 (518,400円)	700 G B	700
ビジネスシェアパック1000	680,000円 (734,400円)	1000 G B	1000
ビジネスシェアパック1500	1,000,000円 (1,080,000円)	1500 G B	1000
ビジネスシェアパック2000	1,300,000円 (1,404,000円)	2000 G B	1000
ビジネスシェアパック3000	1,900,000円 (2,052,000円)	3000 G B	1000

イ～サ (略)

シ 当社は、データ定額パックの適用を受けている F O M A の累計課金対象データ量が、その契約者が選択しているデータ定額パックに係る定額上限データ量 (ク、(7)の4のセ若しくは当該契約約款の規定により加算された 1 G B の合計のデータ量 (以下この欄及び(7)の4において「付与データ量」といいます。)、指定追加データ量、追加データ量又は若しくはソの規定により繰越データ量があるときは、その定額上限データ量にその付与データ量、指定追加データ量、追加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。) を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間 (コに規定する申出があったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、その F O M A の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い (以下この欄及び(7)の4において「128k 通信」といいます。) を適用します。

ス～テ (略)

	ト データ定額パック（ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 30、ウルトラビジネスシェアパック 30、ウルトラシェアパック 50、ウルトラビジネスシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100 又はウルトラビジネスシェアパック 100 に限ります。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合は除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 ナ（略）																																			
(略)	(略)																																			
(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずつとドコモ割）の適用	ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。 ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。 (ア) (イ)以外のもの																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経過期間</th> <th colspan="5">定額料の減額（月額）</th> </tr> <tr> <th>シェアパック5 （小容量）及びビ ジネスシェアパッ ク5（小容 量）</th> <th>シェアパック10 （小容量）又は ビジネスシェア パック10</th> <th>シェアパック15 （標準）、ビ ジネスシェアパ ック15、ウル トラシェアパッ ク30又はウル トラビジネスシ アパック30</th> <th>ウルトラシ アパック50又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク50</th> <th>ウルトラシ アパック100 又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48か月超え96か月 まで</td> <td>100円</td> <td>400円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か 月まで</td> <td>200円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>120か月超え180 か月まで</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	経過期間	定額料の減額（月額）					シェアパック5 （小容量）及びビ ジネスシェアパッ ク5（小容 量）	シェアパック10 （小容量）又は ビジネスシェア パック10	シェアパック15 （標準）、ビ ジネスシェアパ ック15、ウル トラシェアパッ ク30又はウル トラビジネスシ アパック30	ウルトラシ アパック50又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク50	ウルトラシ アパック100 又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク100	48か月超え96か月 まで	100円	400円	600円	800円	1,000円	96か月超え120か 月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円	120か月超え180 か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円	180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円
経過期間	定額料の減額（月額）																																			
	シェアパック5 （小容量）及びビ ジネスシェアパッ ク5（小容 量）	シェアパック10 （小容量）又は ビジネスシェア パック10	シェアパック15 （標準）、ビ ジネスシェアパ ック15、ウル トラシェアパッ ク30又はウル トラビジネスシ アパック30	ウルトラシ アパック50又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク50	ウルトラシ アパック100 又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク100																															
48か月超え96か月 まで	100円	400円	600円	800円	1,000円																															
96か月超え120か 月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円																															
120か月超え180 か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円																															
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円																															
	(イ) (略) イ～エ (略)																																			

	ト データ定額パック（ウルトラデータLパック、ウルトラデータL Lパック、ウルトラシェアパック 50、ウルトラビジネスシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100 又はウルトラビジネスシェアパック 100 に限ります。）を選択している契約者は、テザリング通信を行う場合（そのデータ定額パックに係る共有回線群の共有対象回線がテザリング通信を行う場合を含み、当社が別に定める端末設備を接続する場合は除きます。）は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 ナ（略）																																			
(略)	(略)																																			
(7)の5 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引（ずつとドコモ割）の適用	ア 当社は、データ定額パックの適用を受けているFOMAに係る定額通信料について、当該料金月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の(ア)又は(イ)に定める額の割引を適用します。 ただし、契約者が第23条の16（定期契約者が行うフリーコースの選択）の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。 (ア) (イ)以外のもの																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経過期間</th> <th colspan="5">定額料の減額（月額）</th> </tr> <tr> <th>シェアパック5 （小容量）及びビ ジネスシェアパッ ク5（小容 量）</th> <th>シェアパック10 （小容量）又は ビジネスシ アパック10</th> <th>シェアパック15 （標準）又は ビジネスシ アパック15</th> <th>ウルトラシ アパック50又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク50</th> <th>ウルトラシ アパック100 又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48か月超え96か月 まで</td> <td>100円</td> <td>400円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>96か月超え120か 月まで</td> <td>200円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>120か月超え180 か月まで</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>180か月超</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,800円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	経過期間	定額料の減額（月額）					シェアパック5 （小容量）及びビ ジネスシェアパッ ク5（小容 量）	シェアパック10 （小容量）又は ビジネスシ アパック10	シェアパック15 （標準）又は ビジネスシ アパック15	ウルトラシ アパック50又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク50	ウルトラシ アパック100 又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク100	48か月超え96か月 まで	100円	400円	600円	800円	1,000円	96か月超え120か 月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円	120か月超え180 か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円	180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円
経過期間	定額料の減額（月額）																																			
	シェアパック5 （小容量）及びビ ジネスシェアパッ ク5（小容 量）	シェアパック10 （小容量）又は ビジネスシ アパック10	シェアパック15 （標準）又は ビジネスシ アパック15	ウルトラシ アパック50又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク50	ウルトラシ アパック100 又は ウルトラビジ ネスシェアパッ ク100																															
48か月超え96か月 まで	100円	400円	600円	800円	1,000円																															
96か月超え120か 月まで	200円	600円	800円	1,000円	1,200円																															
120か月超え180 か月まで	600円	800円	1,000円	1,200円	1,800円																															
180か月超	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,500円																															
	(イ) (略) イ～エ (略)																																			

(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、データSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。

区 分		割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの
(略)		(略)	(略)	(略)
ファミリィエアパック	シェアパック5（小容量）	500円	800円	800円
	シェアパック10（小容量）	500円	1,200円	1,200円
	シェアパック15（標準）	500円	1,800円	1,800円
	ウルトラシェアパック30	500円	2,000円	2,000円
	ウルトラシェアパック50	500円	2,400円	2,500円
	ウルトラシェアパック100	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	500円	800円	800円
	ビジネスシェアパック10	500円	1,200円	1,200円

(7)の6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用

ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(7)の3に規定するものをいい、データSパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているFOMAが、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するFOMAが特定Xi等（IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定Xi等に係るIP通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、IP通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。

ただし、本割引は、1の対象契約につき1のXi又はFOMAに限り適用します。

区 分		割 引 額		
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの
(略)		(略)	(略)	(略)
ファミリィエアパック	シェアパック5（小容量）	500円	800円	800円
	シェアパック10（小容量）	500円	1,200円	1,200円
	シェアパック15（標準）	500円	1,800円	1,800円
	ウルトラシェアパック50	500円	2,400円	2,500円
	ウルトラシェアパック100	500円	3,000円	3,200円
	ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	500円	800円
	ビジネスシェアパック10	500円	1,200円	1,200円

ビジネスシェアパック15	500円	1,800円	1,800円
ウルトラビジネスシェアパック30	500円	2,000円	2,000円
ウルトラビジネスシェアパック50	500円	2,400円	2,500円
ウルトラビジネスシェアパック100	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック50	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック70	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック100	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック150	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック200	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック250	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック300	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック400	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック500	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック700	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1000	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1500	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック2000	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック3000	500円	3,000円	3,200円

イ〜キ (略)

ビジネスシェアパック15	500円	1,800円	1,800円
ウルトラビジネスシェアパック50	500円	2,400円	2,500円
ウルトラビジネスシェアパック100	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック50	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック70	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック100	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック150	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック200	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック250	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック300	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック400	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック500	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック700	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1000	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック1500	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック2000	500円	3,000円	3,200円
ビジネスシェアパック3000	500円	3,000円	3,200円

イ〜キ (略)

(略)	(略)	(略)	(略)
<p>2 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p>		<p>2 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p>	
<p>附 則 (平成 29 年 5 月 18 日経企第 226 号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 24 日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>(その他)</p> <p>3 経企第 1425 号 (平成 28 年 12 月 21 日) の附則第 1 項を次のように改めます。</p> <p>1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。</p> <p>ただし、この改正規定中、データ定額パック (ウルトラデータ L パック、ウルトラデータ L L パック、ウルトラシェアパック 30、ウルトラビジネスシェアパック 30、ウルトラシェアパック 50、ウルトラビジネスシェアパック 50、ウルトラシェアパック 100 又はウルトラビジネスシェアパック 100 に限ります。) に係るテザリング通信に関する部分については平成 30 年 4 月 1 日から実施します。</p> <p>4 当社は、経企第 1896 号 (平成 29 年 3 月 24 日) の附則第 4 項の規定によりブラックベリー接続機能を廃止された契約者が、その時点でパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイフラット、パケ・ホーダイダブル 2、データ S パック又はデータ M パック (以下この附則において「対象定額通信料」といいます。) を選択しているときは、平成 29 年 5 月 16 日時点で次の(1)から(3)のいずれかに該当すると当社が認めた場合を除き、平成 29 年 6 月 30 日にその対象定額通信料を廃止します。</p> <p>ただし、契約者から平成 29 年 6 月 20 日までに当社が別に定める方法により申出があった場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) moperaU 機能、i モード機能、s pモード機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受けているとき。</p> <p>(2) 契約者名義が法人 (当社が指定するものを除きます。) であるとき。</p> <p>(3) その他当社が別に定めるとき。</p>			